

第35回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【部会①】

日時：2023年9月6日（水）

場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川 ホール 5A

次 第

【部会①】

(1)開会

(2)第34回委員会（8/2）部会①の議事録確認 【資料1】

(3)京急連立事業（1工区）の調査の進捗について 【資料2】

(4)4-2A街区の調査の進捗について 【資料3】

(5)その他

(6)閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています。

第 34 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【部会①】

資料 1

開催記録

1 開催概要

- 日時：令和 5 年 8 月 2 日（水）10：00 ～ 12：00
- 場所：JR 東日本 現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・ 谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	・ 古関 潤一氏（ライト工業株式会社 R&D センター テクニカルオフィサー） ・ 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） 欠席 老川 慶喜氏（立教大学名誉教授）
オブザーバー	・ 文化庁文化財第二課 史跡部門 ・ 港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・ 港区街づくり支援部 ・ 東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・ 東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・ 東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・ 鉄道博物館 学芸部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	・ パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

部会①

- ・ 次第
- ・ 資料 1：第 33 回委員会（7/5）部会①議事録案
- ・ 資料 2：京急連立事業（1 工区）の調査の進捗
- ・ 資料 3：泉岳寺辻広場等の調査の方法について

2 議事要旨

2.1 部会①

(1) 開会

- 第 34 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の部会①を開会する。(事務局)

(2) 第 34 回委員会 (7/5) 部会①の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

(3) 京急連立事業 (1 工区) の調査の進捗

- 1~4 街区では盛土 A が立ち上がっているという整理であったが、京急連立事業 1 工区
のあたりでは緩やかに盛られていたことが分かったという理解でよいか。(JR)
← 今回はトレンチ調査の成果に基づく所見のため、今後実施する本調査の成果で評価
していきたい。(東京都)
← 1~4 街区は 3 線化の時期の石垣を伴う盛土が複線化以降の盛土を切った形で構築
されている。本来は今回報告の姿が正しいのではないかと考えている。ただし埋立土 B
を埋める際に一部段切りのような痕跡があるのでもう少し全体をみて検討する必要が
ある。(委員長)
- トレンチ 2~7 の成果より築堤と考える盛土 A が当初想定より西側に張り出していた
ことが確認された。その裾部に土留めや石垣が確認できなかったため、盛土 A である複
線化以降の築堤は土羽であったと考えるのが正しいだろう。この結果、仮受け杭打設に
よる築堤への支障範囲が大きくなることとなった。既に仮受け杭打設を認めた 3 工区と
は状況が異なる。委員会としては、都教育庁の発言を受け、影響の軽減にむけた施工方
法の検討をしていただくことでお願いしたい。(委員長)
← 異議なし。(委員一同)
← 高架橋の仮設鋼管杭の計画については再検討したいと思う。トレンチ 8 の結果を含
め引き続き指導をお願いする。(京急)

(4) 泉岳寺辻広場等の調査の方法について

- 本来は、地図や文献資料等の地歴調査と照合して遺構を想定し、試掘調査で確認し、こ
れらを積み重ねて保護措置を決めていくという流れで進める。この場所においてはスケ
ジュールがかなり厳しいということで、試掘を行わず全面的な調査を行い、判断してい
くという提案であり、やむを得ないことと認識する。重要な遺構が出てきた際には保護
措置をきちんと検討したい。(委員長)
← 異議なし。(委員一同)

→ 遺構調査後の面下げは工事の一環で行うというやり方で進める。工事と調査を調整しながら行うが、想定以上に遺構が出てきた場合時間がかかることもあるかもしれない。きちんとした調査を行うことを前提に進めてもらいたい。(委員長)

- 第二種市街地再開発事業に伴う埋文調査でも遺構が確認されている。この場所でも同時代の遺構が検出されれば、周知の埋蔵文化財包蔵地への登載を港区でも検討してもらいたい。(東京都)
- 時間がない中ではあるが着実に調査を行ってもらいたい。(文化庁)
- 行政の意見を踏まえ、委員会としてもこの方向で進めるという判断をしたい。現場の調整が必要になると思うがよろしく願います。(委員長)

(5) その他

- 泉岳寺辻広場の部分でスケジュールを配慮する方向性を示していただき感謝する。現場レベルでしっかりと調査をしながら工事を進めたい。(JR)
- 資料 2 について、盛土 A が複線化以降とあるが、複線化が行われた明治 9 年に存在したものを指すと思うが「以降」とはどういう意味か教えてもらいたい。(JR)
 - ← 4 街区以南はどうやら 3 線化の石垣が存在しないのではないかと考えている。3 線化が盛土 B かどうかも明らかではないのであいまいな表現となっている。盛土 A 自体が 3 線化を含んでいる可能性がないとも言えないため、「以降」という表現となっている。1~4 街区は 3 線化の石垣できちんと堤が作られていたが、4 街区以南は 3 線化の痕跡が確定できない状況で、埋め立てが先に進んでから 3 線化となったのではという説も考えられる。今後明らかにしたい。(委員長)
 - 日本語の意味だけだと誤解を招きやすいので今後わかりやすい表現に検討してもらいたい。今は、明治 9 年にあったものを段切りしながら盛った部分に 3 線化がなされたという流れを想定し、今後の調査で理解を深めるということではどうか。(JR)
 - ← P10 橋脚の調査からある程度開業期の盛土状況が分かっているので、今後の京急連立事業に伴う発掘調査成果で時期を決定していかなければならないと思う。明治 9 年以降の部分はもう少し範囲を狭められると考える。(東京都)

<全体会・部会①・部会②・部会③終了後>

- 最後に文化財行政から意見をもらう。(委員長)
 - ← 部会①の京急線連立 1 工区について、築堤への影響を低減できるような方策の検討をお願いしたい。部会③のアクセス線については積極的に協議を行っていきたい。引き続きお願いする。(文化庁)
 - ← 1 工区について低減措置の検討をお願いする。併せて今後は開削部分の本調査の協力をお願いする。アクセス線や 4-2 街区においても、新たな遺構が検出されれば港区教

育委員会と協力し、周知の埋蔵文化財包蔵地への登載を進めていきたい。(東京都)

← アクセス線は世間の関心も高く、文化財発見の公表等のタイミングも含めて、引き続き連携して進めていきたい。(港区)

- 本日はいくつかの懸案事項が少し進み、現状が分かり、進んでいることは確かである。慎重に、誤りのない判断をしていくことが必要であるので、事業者、行政の協力をお願いしたい。以上で議事を終了する。(委員長)

(6) 閉会

3 議事録

3.1 部会①

(1) 開会

(委員長) 次第に沿って進める。

(2) 第 33 回委員会 (7/5) 部会①の議事録確認

(委員長) 前回の部会①の議事録について既に皆様方に配布、加筆・修正いただいたものになるかと思う。改めて議事録について修正等の指摘はあるか。

(委員長) 何か修正があれば本委員会が終了するまでに指摘してもらいたい。なければこれで議事録確定とさせていただく。

(3) 京急連立事業 (1 工区) の調査の進捗

(東京都) 資料 2 について説明する。

(委員長) 質問や意見はあるか。

(JR) 報告ありがとうございました。雑駁な質問で恐縮だが、1～4 街区で盛土 A は、複線化以前の盛土の山側はどちらかという盛土が立っているといった整理がなされているが、本日の資料では京急連立事業 (1 工区) の辺りは緩やかに盛られていたということがわかってきたという理解で良いのか。

(東京都) 埋立土 B の堆積状況だが、トレンチの中で把握すると、そのような傾向はあるが、今回はトレンチ調査の成果に基づく所見のため、今後実施する本調査の成果で評価していきたい。

(委員長) 1～4 街区は 3 線化の時期の石垣を伴う盛土が、複線化の盛土を切った形で構築されている。よって 1～4 街区の複線化の盛土が当初の形ではなく、3 線化石垣を積む段階で、安定化のために段切りしたと考えている。そのため一見立ったように見える。本来は、今回の報告の姿の形が正しいのではないかと考えている。ただし埋立土 B を埋める際に一部は段切りのような痕跡があるので、もう少し全体をみて検討していく必要がある。

(委員長) トレンチ 2～7 の成果をまとめてもらい、複線化以降の築堤と考えている盛土 A が確認された。さらにそれが当初想定より西側に張り出してしていたと言える。ただし裾のところに土留や石垣等の施設は確認できなかった。盛土 A である複線化以降の築堤は土羽であったと考えるのが正しいであろう。この結果、仮受け杭打設の際の築堤への支障

範囲が、当初の想定より影響を受ける範囲が大きいということが分かった。これまで仮受け杭の打設に関して、基本的に築堤本体に杭を打つことを我々としては了解してきたわけではない。3工区の場合は、旧品川駐車場の盛土および整地層で、しかも石垣や土留を伴っていないところに関して仮受け杭の打設は了承したが、今回の1工区は、築堤本体に仮受け杭を打設するというもので従来とは状況が異なると理解している。そのため都教育庁のご発言を受け、当委員会としては影響の軽減が可能かどうか、検討をお願いしたいと思う。委員の皆さんはどうか。

(委員一同)

異議なし。

(委員長)

都教育庁のご意見を受け、委員会としても施工方法の検討をしていただくことをお願いしたい。

(京急)

調査結果のとりまとめ、および報告に感謝する。高架橋の仮設鋼管杭の計画について、再検討したいと思う。引き続きご指導をお願いする。トレンチ8についても同様に引き続きお願いしたい。

(委員長)

トレンチ8については次回報告ができると思う。

(委員長)

質問等がなければ、次に進める。

(4) 泉岳寺辻広場等の調査の方法について

(港区)

資料3について説明する。

(委員長)

この件については過去の委員会で議題として出されていたものである。本来は地図、文献資料等の地歴調査と照合して遺構を想定し、試掘調査で確認し、これらを積み重ねて保護措置を決めていくという流れで進めている。この場所についてはスケジュール上かなり厳しいとの関係で、試掘を行わないで開発の対象に関しては全面的な調査をし、判断していくという提案である。私もやむを得ないことと認識している。全面的な調査をする中で重要な遺構が出てきた際には、その保護措置をきちんと検討する。委員の皆さんはどうか。

(委員一同)

異議なし。

(委員長)

工事と調査をある程度調整しながら行っていくことになるかと思う。遺構の調査はきちんと行うが、面下げは工事の一環で行っていくというやり方で進める。基本的に調査はきちんとやることがベースになる。遺構調査終了後、面下げを行う段階で工事の協力を得ながらとなる。現場での調整も必要であり、想定以上に遺構が出てくると時間がかかるということもあるかもしれないが、きちんとした調査を行うことを前提として進めてもらいたい。

(東京都)

第二種市街地再開発事業に伴う埋文調査でも、地下接続部の民地側石垣が出てきていることと、港区No.218遺跡の水路との間は生活面が確認されている。地盤面を下げながら遺構の確認をお願いしたい。民

地側石垣については現在調査を行っている部分が港区 No.119 遺跡として登録されている。これに続く遺構が確認された場合は、港区のほうで周知の埋蔵文化財の登載等もご検討いただきたいと思います。

(文化庁)

時間がない中であるが、着実に調査を行ってほしい。

(委員長)

行政の意見を踏まえ、委員会としてもこの方向で進めるという判断をしたい。現場の調整が必要になると思うがよろしく願います。

(委員長)

他になければ、次に進める。

(5) その他

(委員長)

その他は何かあるか。

(JR)

泉岳寺辻広場の部分はスケジュールへの配慮をいただいたうえで、方向性を示していただき感謝する。現場レベルでしっかり調査をしながら工事を進めてまいりたい。

(JR)

議題が戻るが、資料 2 について盛土 A について複線化以降と記載があるが、複線化が明治 9 年とすると、明治 9 年に存在したものを指すと考えるが、資料にある「以降」とはどういう意味か教えていただきたい。

(委員長)

4 街区以南 (5・6 街区) は、3 線化の石垣が存在しないのではないかとこの考え方になってきている。3 線化が盛土 B なのかどうかも明らかではないので、あいまいな表現となっている。盛土 A 自体が 3 線化の時期を含んでいる可能性がないとも言えない。よって「以降」といった表現となっている。1~4 街区は 3 線化の石垣を積んだきちんとした堤がつくられていた。4 街区の南側は埋め立てが先に進んで、その段階で 3 線化になった、あるいはあとに 3 線化となったのではないかとこのことも考えられる。3 線化の痕跡が確定できない状況にある。今後明らかにしていきたい。

(JR)

日本語の意味だけであると誤解を招きやすいと考えるので、今後わかりやすい表現に検討してほしい。明治 9 年にあったものを段切りしながら盛られたところに 3 線化といった流れを想定しながら今後の調査で理解を深めるということなのか。

(委員長)

根拠がないことは推定できない。

(東京都)

P10 橋脚の調査からある程度開業期の盛土の状況がわかってきている。調査結果を重ねながらある程度時期を設定していかなければならないかと思う。今後の京急連立事業に伴う発掘調査成果で時期が見えてくると思う。現在あいまいな表現になっているが、「明治 9 年以降の」の部分はもう少し狭められると考えている。

<全体会・部会①・部会②・部会③終了後>

(委員長)

他になければ文化財行政から意見をもらう。

- (文化庁) 部会①について、京急線連立1工区について、築堤への影響を低減できるような方策の検討をお願いしたい。部会③のアクセス線については積極的に協議を行っていききたい。引き続きよろしくをお願いしたい。
- (東京都) 1工区について盛土Aへの影響の軽減措置の検討をお願いしたい。あわせてトレンチ調査は8本で終了となる。今後は開削部分の本調査の協力を引き続きお願いしたい。アクセス線、4-2街区においても、新たな遺構が検出されれば港区教育委員会と協力し、周知の埋蔵文化財包蔵地への登載を進めていきたい。
- (港区) 本日のご議論、また文化財へ配慮いただきありがとうございます。引き続き皆さんと連携して進めていききたい。アクセス線の件は世間の関心も高い。文化財が発見されたことの公表等タイミングも含めて連携して行っていききたい。引き続きよろしくをお願いしたい。
- (委員長) 以上で議事は終了する。今日は、いくつかの懸案事項が少し進み、現状がわかってきた。進んでいることは確かである。慎重に判断をしつつ、誤りのない判断をしていくことが必要である。事業者、行政の方の協力をお願いしたい。
- (委員長) これで終了する。

(6) 閉会

- (委員長) 他になければ部会①を閉会し、部会②に進める。

以上

京急連立事業(1工区)トレンチ⑧調査成果について

1 調査成果について

(1) トレンチ⑧について

- ①北壁において盛土A端部(長さ約1.0m)を検出
- ②北側に伸びていた盛土状態の堆積は、水分を多く含む黒色土で構成 = 盛土状黒色土
- ③北端の裾部はトレンチ南端より1.5m付近で、板柵や杭列など構造物は検出されなかった。
- ④黒色土の中からは比較的多く遺物(近世:陶磁器)を含んでいた。
- ⑤埋立土Bは、TP+2.0m付近でわずかに北側に傾斜しながら、水平面を作出
- ⑥TP-0.5mからTP+2.0mまで、盛土状黒色土付近は比較的水平に、トレンチ北側では北→南方向の堆積
- ⑦TP+2.0mから2.5mにおいては、概ね北→南方向の堆積
- ⑧黒色粘質土中(=複線化以前の海底)より間知石16個(安山岩)、竹を組んだ築が出土。間知石は、石材や法量などから、高輪築堤海側護岸に用いられ、投棄された可能性が考えられる。出土状況から間知石、築ともに高輪築堤に伴う構造物とは考えにくい。

(2) トレンチ⑦との成果

- ①トレンチ⑦東壁において、盛土状黒色土はTP+2.0mから北側に向かって緩やかに傾斜し、TP+0.5mまで確認された。高さ及び構成する土などから、トレンチ⑧の盛土状黒色土と同じであると考えられる。
- ②トレンチ⑦南壁では、盛土状黒色土が盛土Aを被覆
- ③トレンチ⑦東壁及び西壁で確認された盛土状黒色土の肩部は、南東から北西方向に軸が振れていた。

2 盛土状黒色土の評価

- (1) 複線化(明治9年)以降の盛土Aを被覆。第8橋梁に伴う北横仕切堤では北面に杭列が確認されているが、トレンチ⑧では確認されていない。
- (2) 黒色土が主体で、盛土Aや埋立土Bのように様々な種類の土は用いられていない。
- (3) 以上のことから、盛土状黒色土は高輪築堤及び北横仕切堤の一部である可能性は低い。トレンチ⑧の埋立土Bにおいて、盛土状黒色土と同じ高さ(TP+2.0m)で平坦面が作出されていることから、北横仕切堤から土を入れた、埋立の一環ではないかと考えられる。

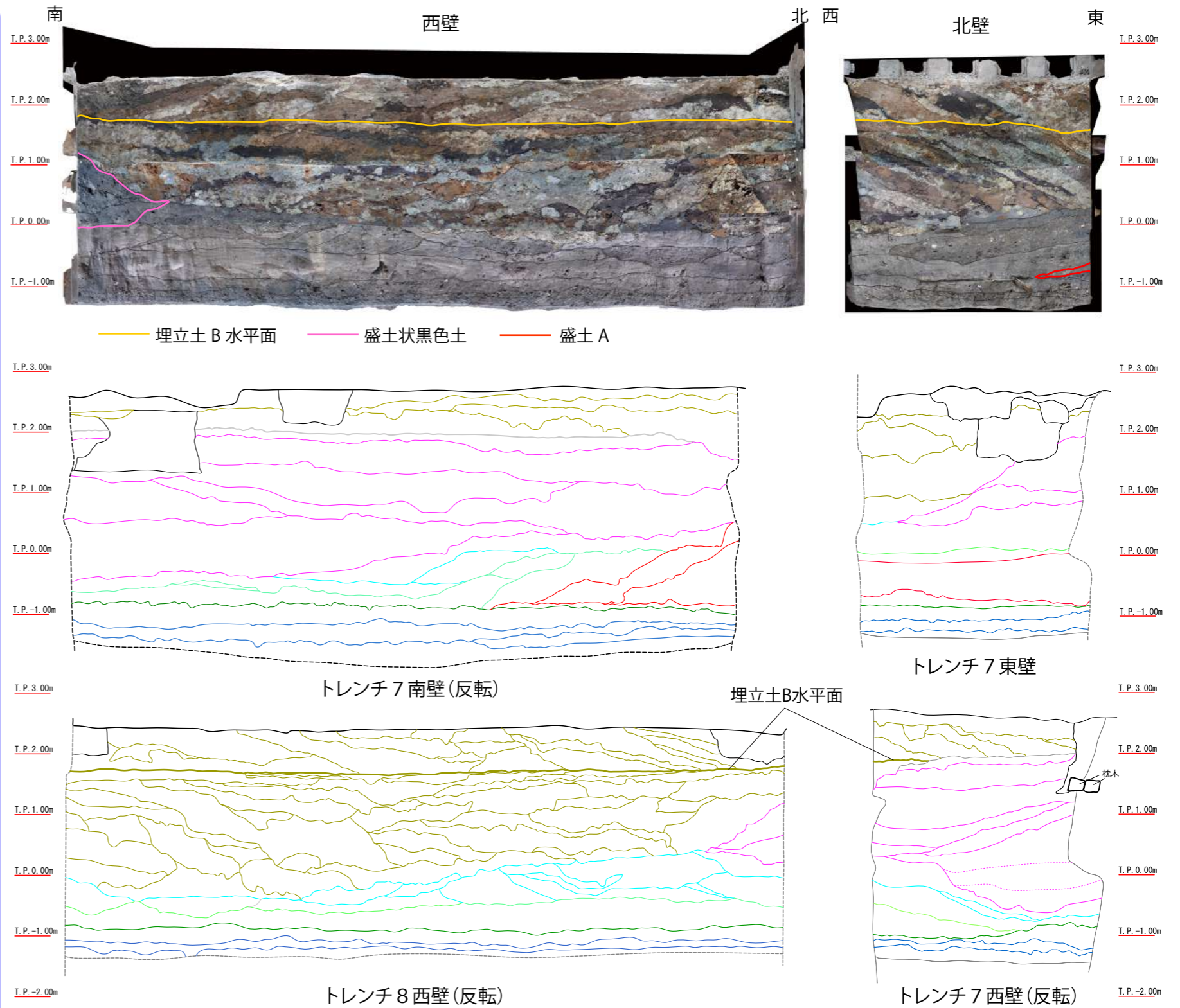
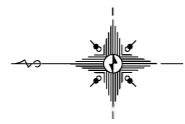


図1 トレンチ8断面オルソ写真(上段)及びトレンチ7・8セクション図(中・下段) (1/80)

*線種については、資料2-2の凡例と同じ

3 調査結果に基づく工事着手について

- (1) トレンチ調査により、複線化以降の盛土Aの山側裾部を把握。想定よりも築堤裾部が西側に位置し、仮設高架橋設置のための鋼管杭及び電柱による遺構への影響が大きくなったことから、高輪築堤(盛土A)への影響を軽減するための施工方法の検討を提起(令和5年8月4日第34回高輪築堤調査・保存等検討委員会 部会①)
- (2) トレンチ調査において、盛土Aを押さえるための南北方向の板柵、杭列などの構造物は検出されなかった。また、環状4号線P10橋脚西側で区教委が実施したトレンチ調査でも同様の構造物は検出されていない(令和4年9月7日第22回高輪築堤調査・保存等検討委員会)ことから、事業地内のV字状のシートパイル打設は可とする。ただし、打設中に支障物等に当たった場合は、速やかに文化財保護部局に報告し、保護措置について協議すること。



- 凡例
- 埋立後の攪乱・整地層
 - 埋立土B層
 - 盛土A層
 - 黒色土・黒色粘質土
 - 盛土A構築後の自然堆積層
 - 開業期(明治5年)以降の自然堆積層
 - 築堤構築前の自然堆積層(貝層含む)
 - 砂層(トレンチ7で確認)
 - 盛土状黒色土層(トレンチ7・8で確認)

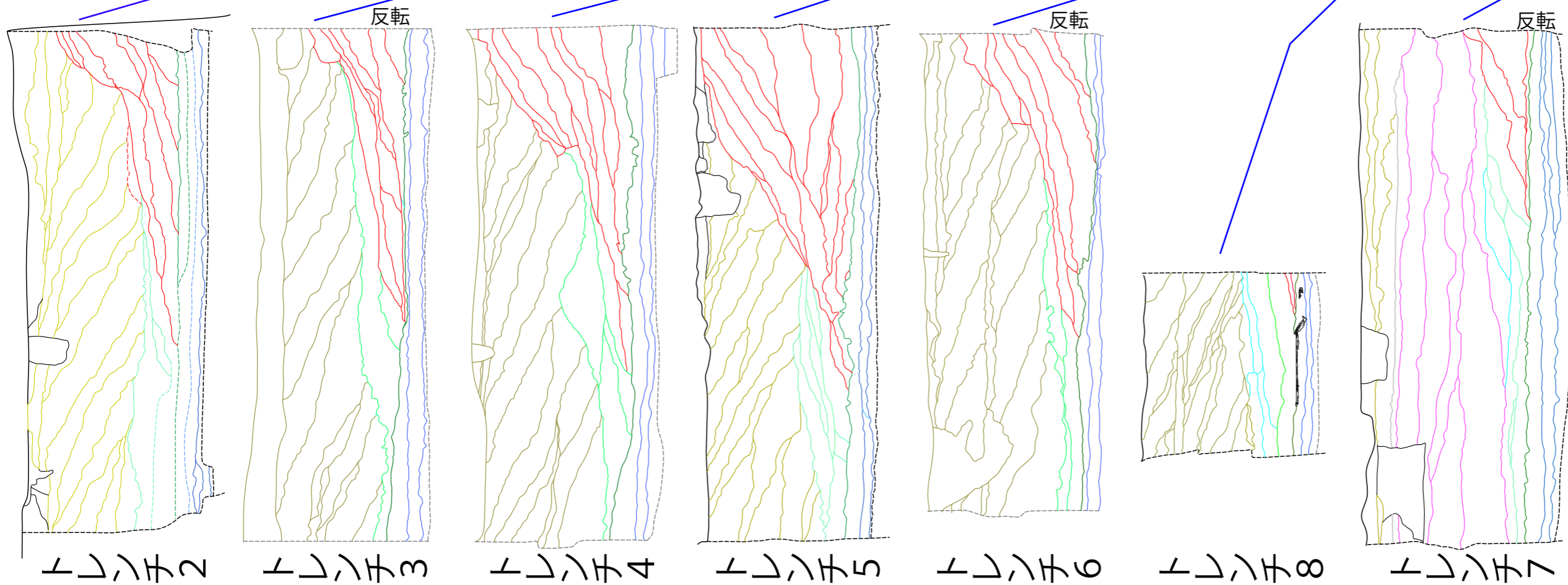
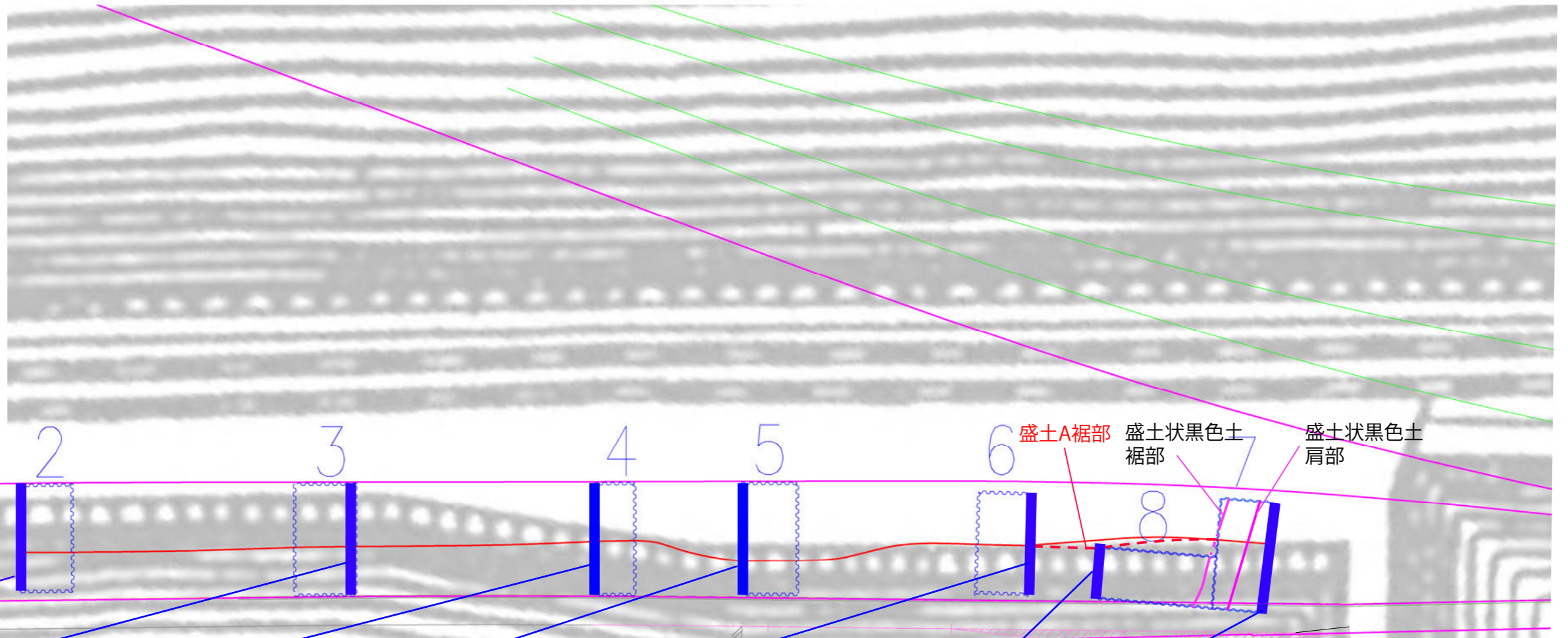
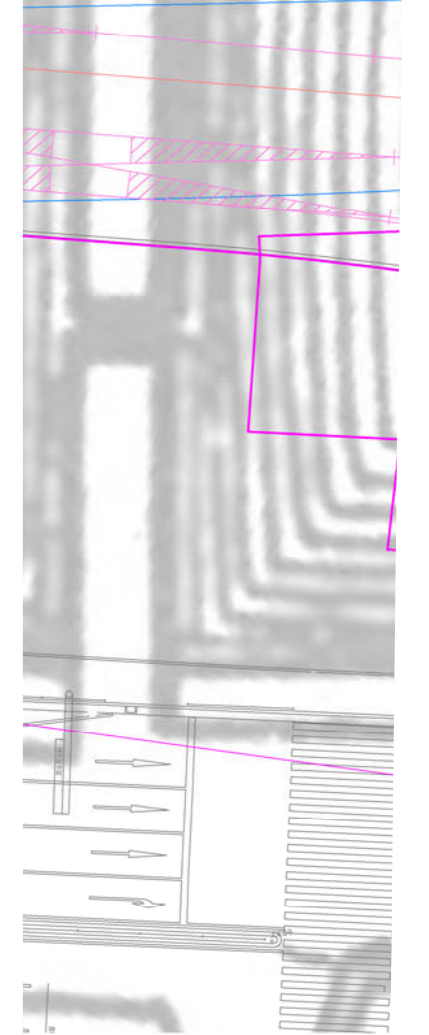
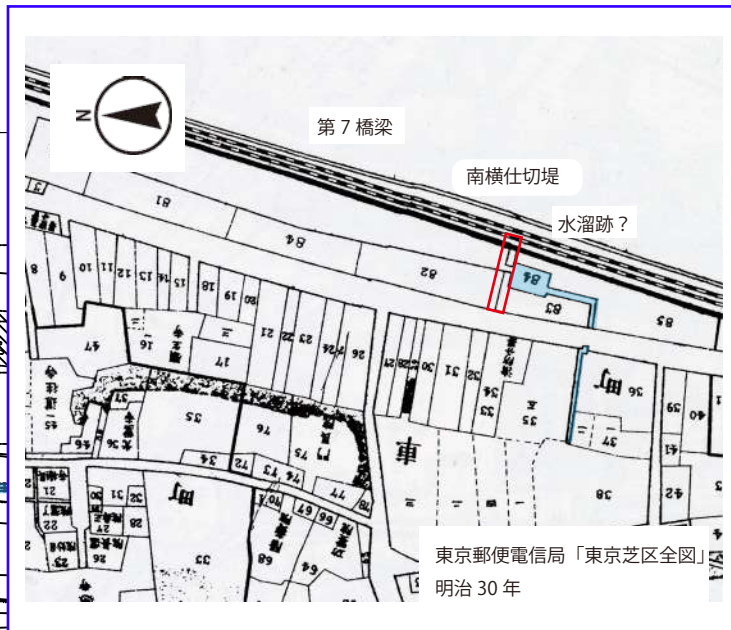
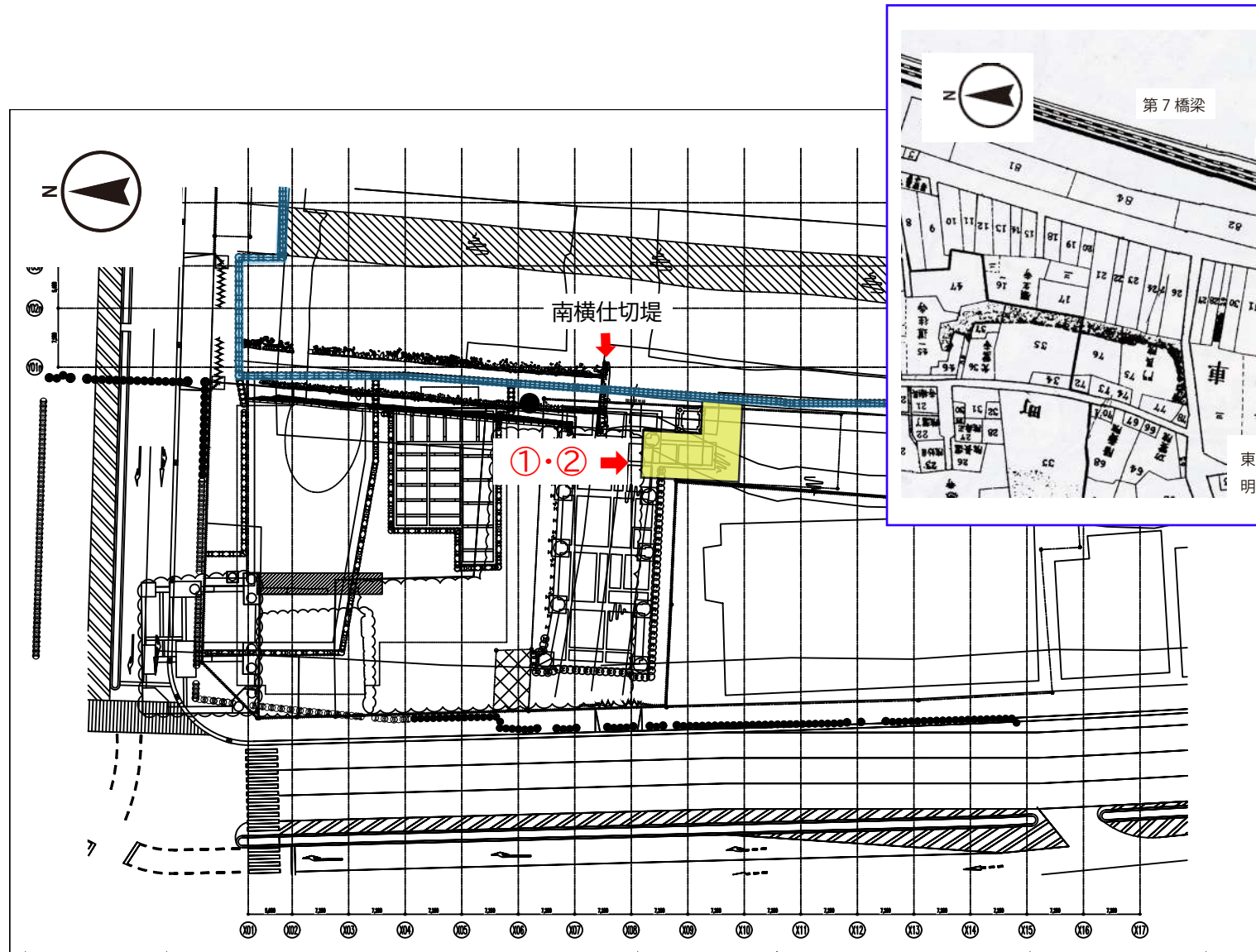
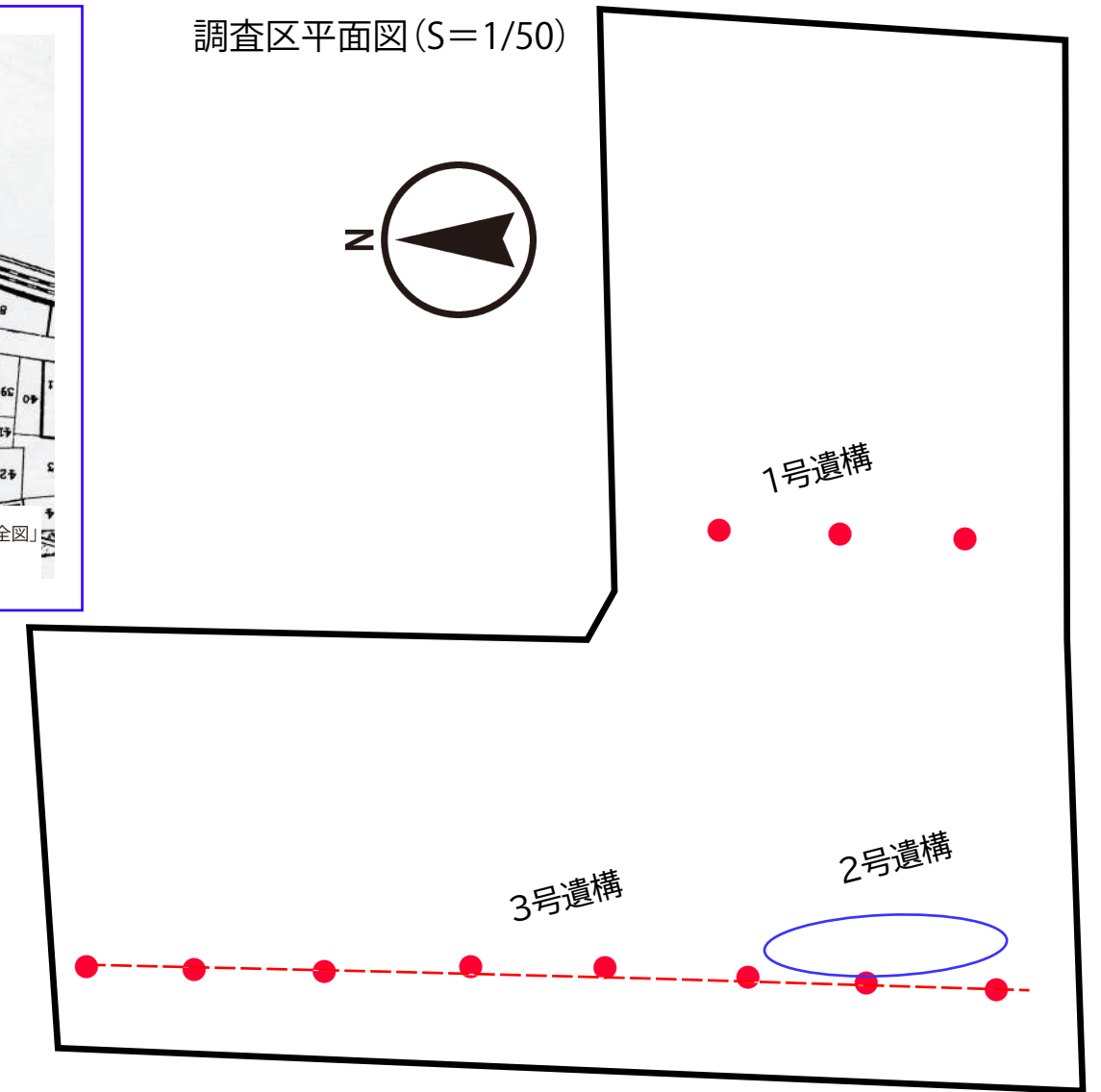


図2 各トレンチの東西セクション図 (1/100) 及び『東京五千分之一実測図』(明治20年)重ね図





調査区平面図 (S=1/50)



①土留め遺構検出状況(2023. 8.30)



②土留め遺構(拡大、2023.8. 30)



③調査区全景(2023.8.30)